

第57回

全国知的障害福祉関係職員研究大会

【鹿児島大会】 第6分科会

『思いをかたちに』

～豊かな生活をおくるということ～

「基幹センターの役割」

長野県 上小圏域基幹相談支援センター

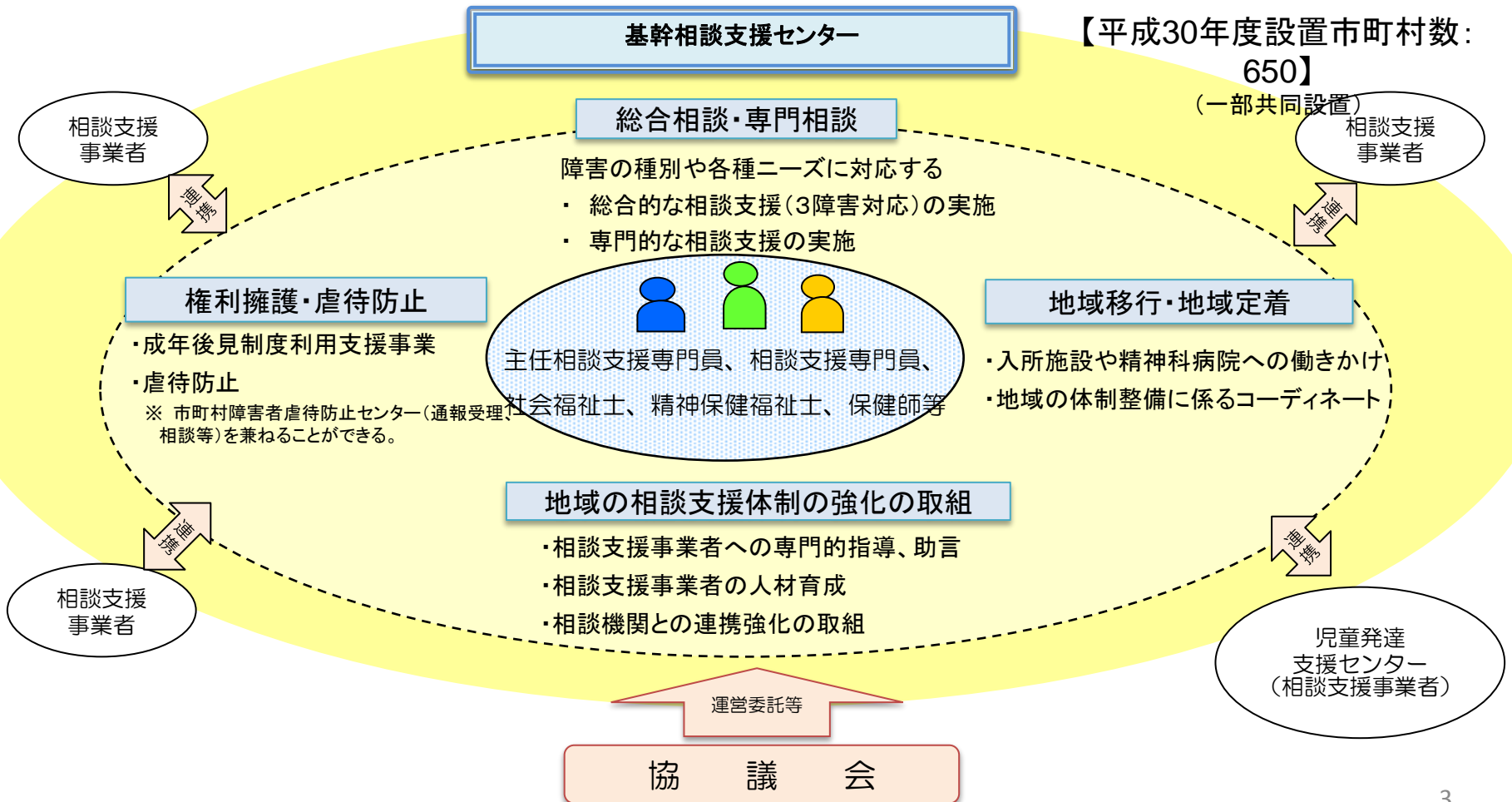
所長 橋詰 正

基幹相談支援センターの現状

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター ※交付税措置 + 地域生活支援事業等 補助金	定めなし(地活要綱例示) 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止 	左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 473市町村(H28.4) 27% →518市町村(H29.4) 30% →650市町村(H30.4) 37% ■719カ所(H30.4)
障害者相談支援事業 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可 ※交付税措置	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等 	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託90% 市町村で直営実施10% ■単独市町村で実施59% ※H30.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 ※報酬で対応	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可) ・管理者 	計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり	■7,927ヶ所(H27.4) 15,575人 8,684ヶ所(H28.4) 17,579人 9,364ヶ所(H29.4) 19,083人 9,623ヶ所(H30.4) 20,418人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,189ヶ所(23%)
指定一般相談支援事業所 ※報酬で対応	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員 ・管理者 	地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 等 	■3,357ヶ所(H28.4) →3,420ヶ所(H29.4) →3,397ヶ所(H30.4)

それぞれの相談支援事業の役割と機能

1

個別給付
指定相談支援事業

指定特定 (事業者指定は市町村長)

- 計画相談支援 (個別給付)
 - ※ 児童は居宅サービス
 - ・ サービス利用支援
 - ・ 継続サービス利用支援
 - ※ 特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり
- 基本相談支援 (障害者・障害児等からの相談)

指定障害児 (事業者指定は市町村長)

- 障害児相談支援 (個別給付)
 - ※ 通所サービス
 - ・ 障害児支援利用援助
 - ・ 継続障害児支援利用援助
- ※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成は対象外。

指定一般

(事業者指定は都道府県知事)
・ 指定都市市長・中核市市長

- 地域相談支援 (個別給付)
 - ・ 地域移行支援 (地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
 - ・ 地域定着支援 (24時間の相談支援体制等)
- 基本相談支援 (障害者・障害児等からの相談)

市町村相談支援事業

2 市町村直営相談支援事業

3 市町村直営基幹相談機能 (地域自立支援協議会)

市町村による相談支援事業

委託可

委託可

委託相談支援事業

1. 一般的な相談をしたい場合 (基本相談)
2. サービス等利用計画 (障害児支援含む)
3. 地域相談支援 (地域移行・地域定着)
4. 他委託内容による事業

基幹相談支援センター

- 地域 (自立支援) 協議会の原動力となる

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

- 福祉サービスの利用援助 (情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援 (各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介 等

4

都道府県広域専門相談等

特に専門性の高い相談支援事業相談支援



重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手→基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手→市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手→指定特定相談支援事業

①発達障害者支援センター運営事業

②高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

③障害児等療育支援事業

④障害者就業・生活支援センター事業

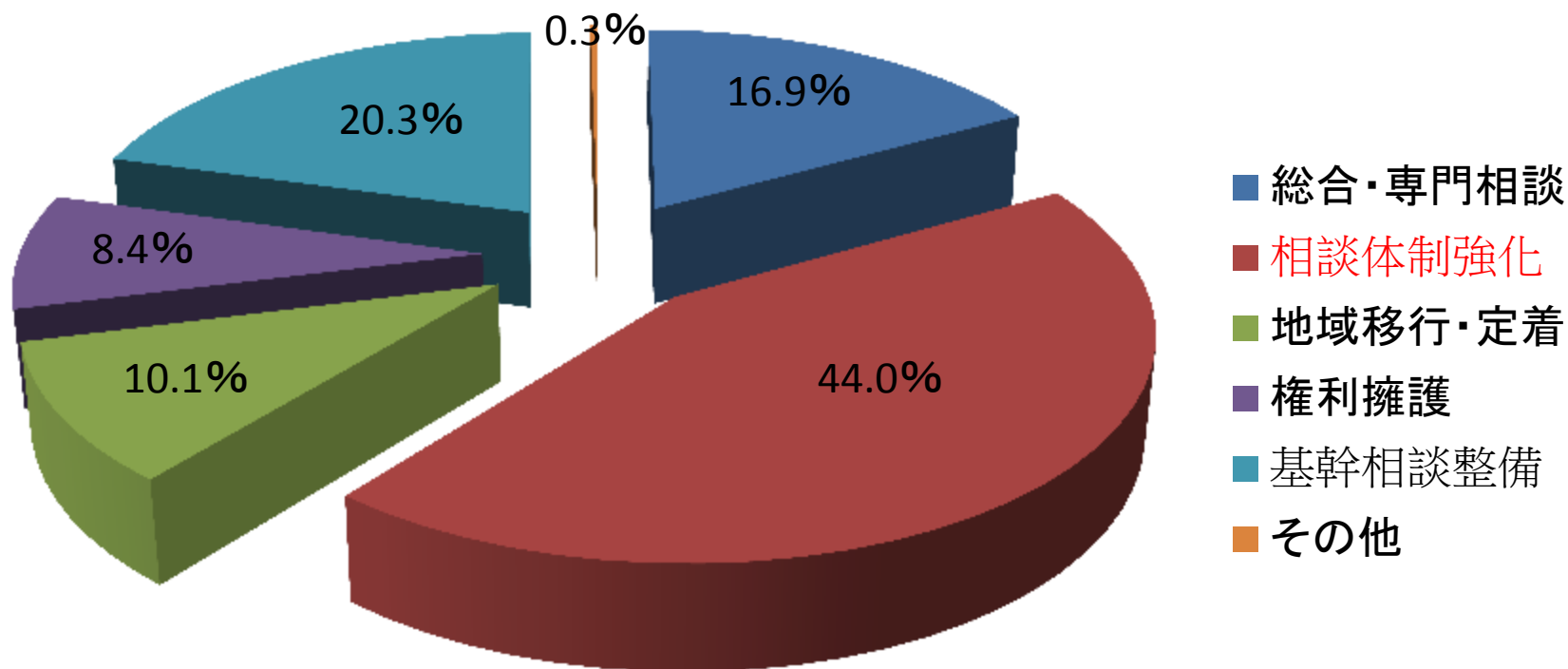
基幹相談支援センター全国研修会 現状報告の集約の経過

平成29年度 基幹相談支援センター全国研修報告(日本相談支援専門員協会)
基幹相談支援センターの独自の取組事業の抜粋

- 市町村と指定特定相談支援事業所による制度政策協議の部会・委員会の設置
- 地域定着支援体制への推進
- グループホーム等、被保護者就労支援事業
- 移動支援事業支給ガイドラインの作成
- GSV(グループスーパービジョン)体制整備
- 高齢分野との連携体制整備
- 親の会・当事者活動の推進支援
- 各種地域向けの研修会の主催
- 住宅入所支援事業
- 生活困窮・権利擁護等、他センターとのワンストップ窓口
- 幼児期親子教室への参画と家族支援
- 盲ろう者へのコミュニケーション支援
- 触法障害者支援への入り口支援
- 市民向けの講演会の開催
- 基幹相談支援センタースタッフ研修(初任、中堅)の開催
- 相談支援体制整備を主業務とした基幹相談機能の検討中
-
- 等

基幹相談センターの直面している現状課題

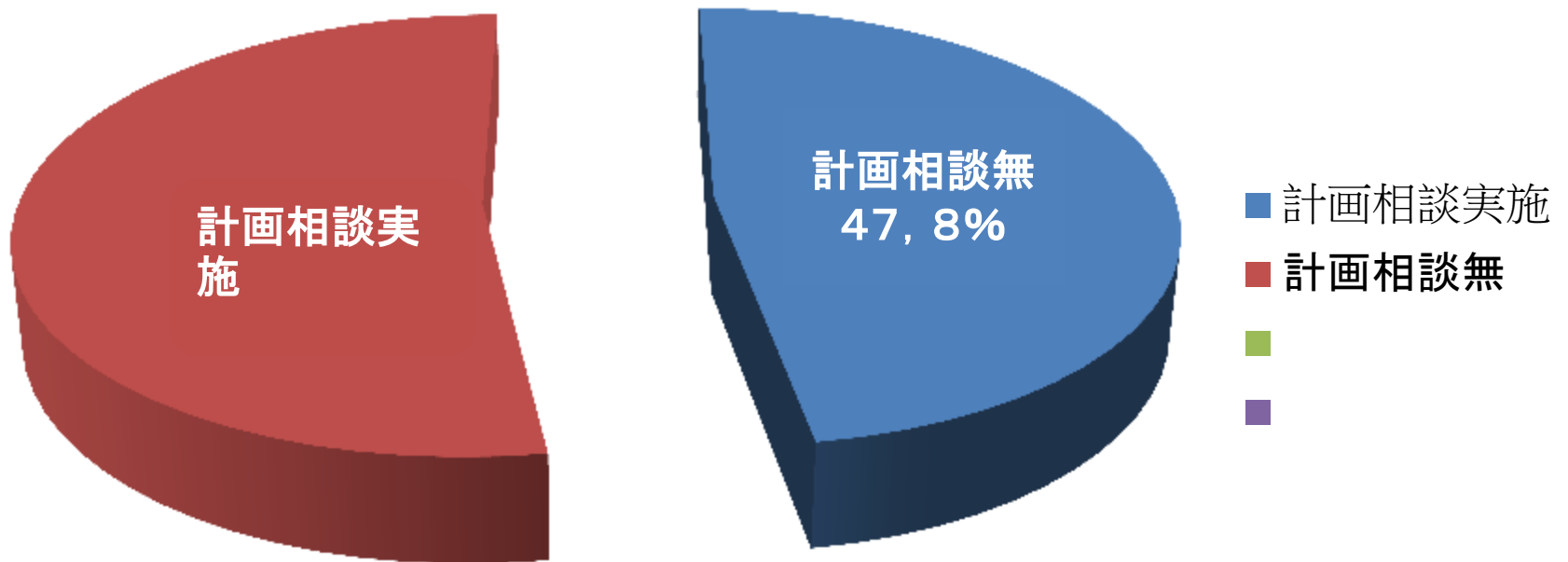
課題数



基幹相談支援センターの実態 (H30. 8)

平成30年度 基幹相談支援センターアンケート調査中間報告(日本相談支援専門員協会)

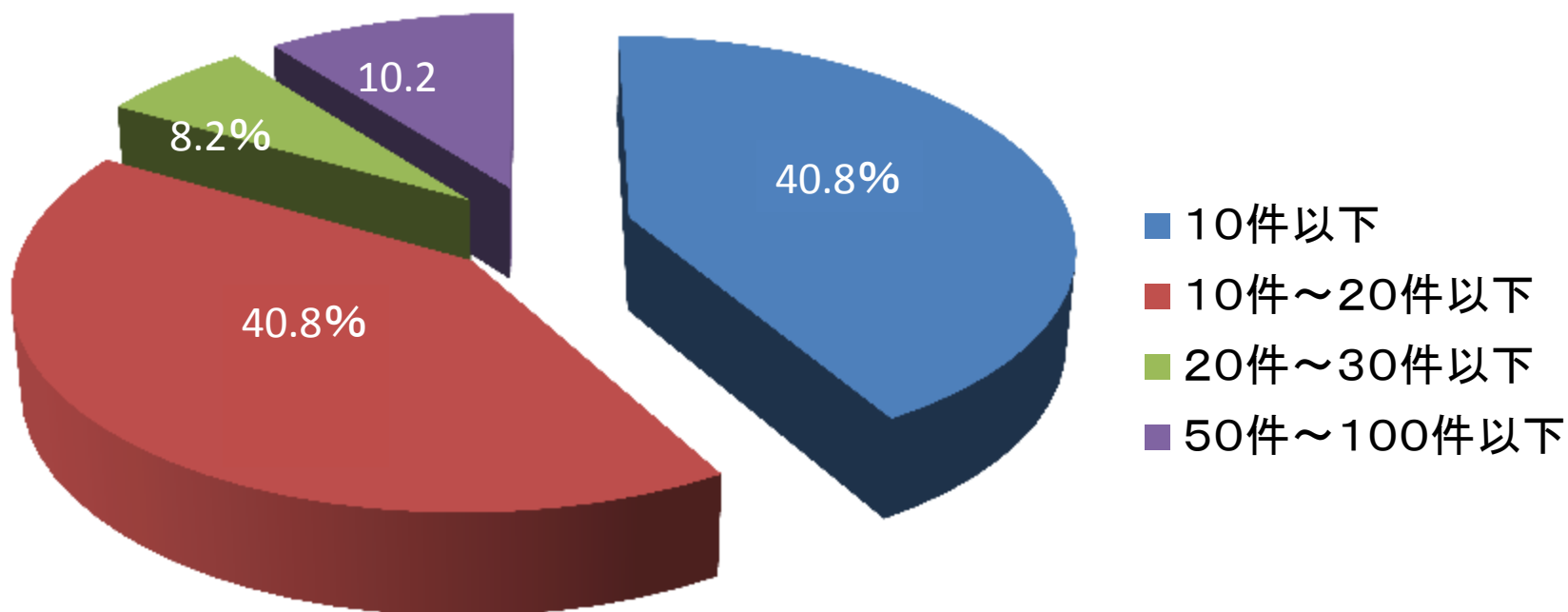
計画相談の実施状況



計画相談を実施している基幹相談支援センターの実態

平成30年度 基幹相談支援センターアンケート調査中間報告(日本相談支援専門員協会)

計画相談実施件数（月請求件数）



基幹相談支援センターが、計画相談を実施しているか？していないか？では無く、なぜ実施しているかに着する必要がある。デザインされた計画相談なのか？余儀なく実施されている計画相談なのかを問う(検証する)事が重要！

計画相談支援体制の整備状況を踏まえた、令和元年度～セルフチェックシートの改善案

～資料：平成25年度基幹相談支援センターの実態と在り方に関する研究より～

総合的・専門的な相談支援の実施

①総合的・専門的な相談支援の実施	3障害等への総合的な対応	身体 知的 精神・発達障害 聴覚 障害児	専門相談への アクセス連携
	専門性が高いケースへの対応 (対応困難事例)	世帯の支援が必要なケース 家族支援も必要なケース 地域移行ケース 自市町村外からの転入(転出)ケース 広域対応が必要なケース 高次脳機能障害ケース 触覚ケース	

新カリキュラムとの連動による地域におけるOJT体制
(地域で人材育成を推進を市町村と連動して=基幹整備)

地域の相談体制の強化・取り組み

②地域の相談支援体制の強化と取り組み	委託相談の後方支援	相談支援専門員からの相談対応 ケース会議開催 事例検討実施 委託のスーパーバイズ 基本相談マニュアル・Q&A作成
	計画相談支援の推進	通常のケースの計画相談実施 専門性が高いケースの計画相談実施 計画の検証 計画のスーパーバイズ 研修の企画運営 指定事業所の連携推進 計画相談マニュアル・Q&A作成 サービス管理・提供責任者(個別支援計画)への支援
	人材育成	研修の企画運営 相談支援従事者研修の企画運営(ファシリテーター) サブ管理研修の企画運営 交換研修・インターンシップの受け入れ 指導者養成研修への参加
	協議会事務局	全体企画運営 各市町村・各区協議会への参加 圏域協議会への参加 障害福祉計画の策定及び進捗管理 研修の企画運営
	当事者活動の推進・支援	ピアサポーターによる相談支援の支援 ピアサポート活動への支援
	行政との連携	行政との役割分担の明確化 福祉分野以外(教育、医療、保健、就労、住宅等)との連携 市町村窓口との一体化(一本化)
	関係機関との連携	余育支援事業所、幼稚園・保育所、学校等 就労・生活支援センター、企業、商工関連団体等 医療機関 発達障害者支援センター 地域包括支援センター、介護保険事業所等
	情報発信・共有	広報発行 ホームページ開設・運営 相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)
	基幹センターの体制整備	24時間365日対応 事務職員の配置 公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮) 市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等
	5その他	

地域移行・地域定着の促進・取り組み

③地域移行・地域定着の促進の取り組み	地域相談支援の推進	地域相談のスーパーバイズ 研修の企画運営 地域相談マニュアル・Q&A作成 佳例サポート事業の受託
	体制整備のコーディネート	精神科病院回り
	地域の把握、関係機関への普及啓発	入所先訪問

指定一般相談支援体制の整備と地域生活支援拠点の機能強化・地域づくり支援への取り組み(共生社会作り)

権利擁護・虐待防止

④権利擁護・虐待防止	地域の実態把握	権利擁護に関する地域の実態把握 権利擁護に関する地域への普及・啓発
	虐待防止センター機能	通報受付 緊急一時保護場所提供 夜間通報受付
	成年後見相談機能	相談対応 市町村長申立て機能受託
	金融管理機能	金融管理相談対応 社会福祉協議会 弁護士会 司法書士会
	専門相談との連携	

市町村障害者虐待防止センターや成年後見支援センター等との
役割整理・意思決定支援体制整備

その他(情報発信・共有と基幹内体制整備)

5その他	情報発信・共有	広報発行 ホームページ開設・運営 相談支援に関する制度の情報提供(今さら聞けない悩み相談等)
	基幹センターの体制整備	24時間365日対応 事務職員の配置 公共施設への事務所・窓口設置(物理的な配慮) 市町村の相談窓口との一体化・一本化、総合相談窓口の設置等

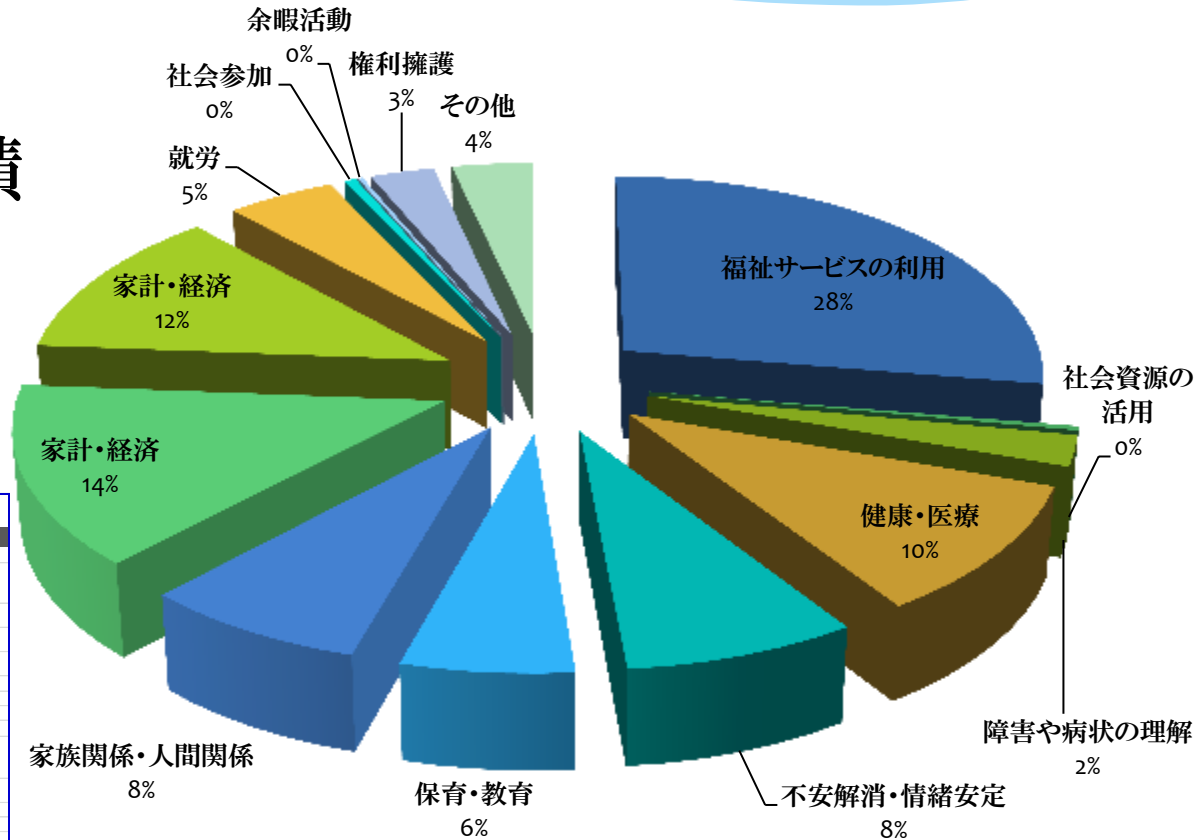
数値化できない、基幹相談支援センター 評価の軸

- 専門相談へのアクセス連携体制の評価
- 積み残しの支援体制の構築
(医療的ケア・強度行動障害・触法・高次脳など)
- 指定一般相談支援体制の整備と地域生活支援拠点の機能強化・地域づくり支援への取り組み(共生社会作り)
- 市町村障害者虐待防止センターや成年後見支援センター等との役割整理・意思決定支援体制整備
- 新カリキュラムとの連動による地域におけるOJT体制
(地域で人材育成を推進を市町村と連動して＝基幹機能整備の最優先課題)

基幹相談支援センターが見えない

相談内容

平成30年度 個別ケース相談実績



平成30年度 相談支援事業実績報告書									
合計(基幹相談支援センター実績含む)									
(相談支援を利用している等の人数)									
	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	
障害者	920	106	5	512	276	15	0	6	
障害児	112	3	6	79	4	14	0	6	
計	1032	109	11	591	280	29	0	12	
※441件(調査面接)									
(支援方法)									
	訪問	来所相談	同行	電話等相談	個別支援会議	関係機関	その他	計	
件数	2703	479	365	1208	869	234	0	5858	
※365(メール)									
(相談内容)									
	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	1622	142	605	458	338	445	837	703	276
	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計					
件数	63	162	207	5858					

平成30年度基幹相談支援機能実績

①（基幹相談支援として実施した地域移行支援件数）

地域移行支援 総数	総数の内、地域移行した件数
78	35

②（相談支援専門員が実施した述べ件数）

集団支援	自立支援協議会	各種研修	事業所外会議	他機関支援	その他	合計
48	339	197	135	126	11	856

③虐待対応実績

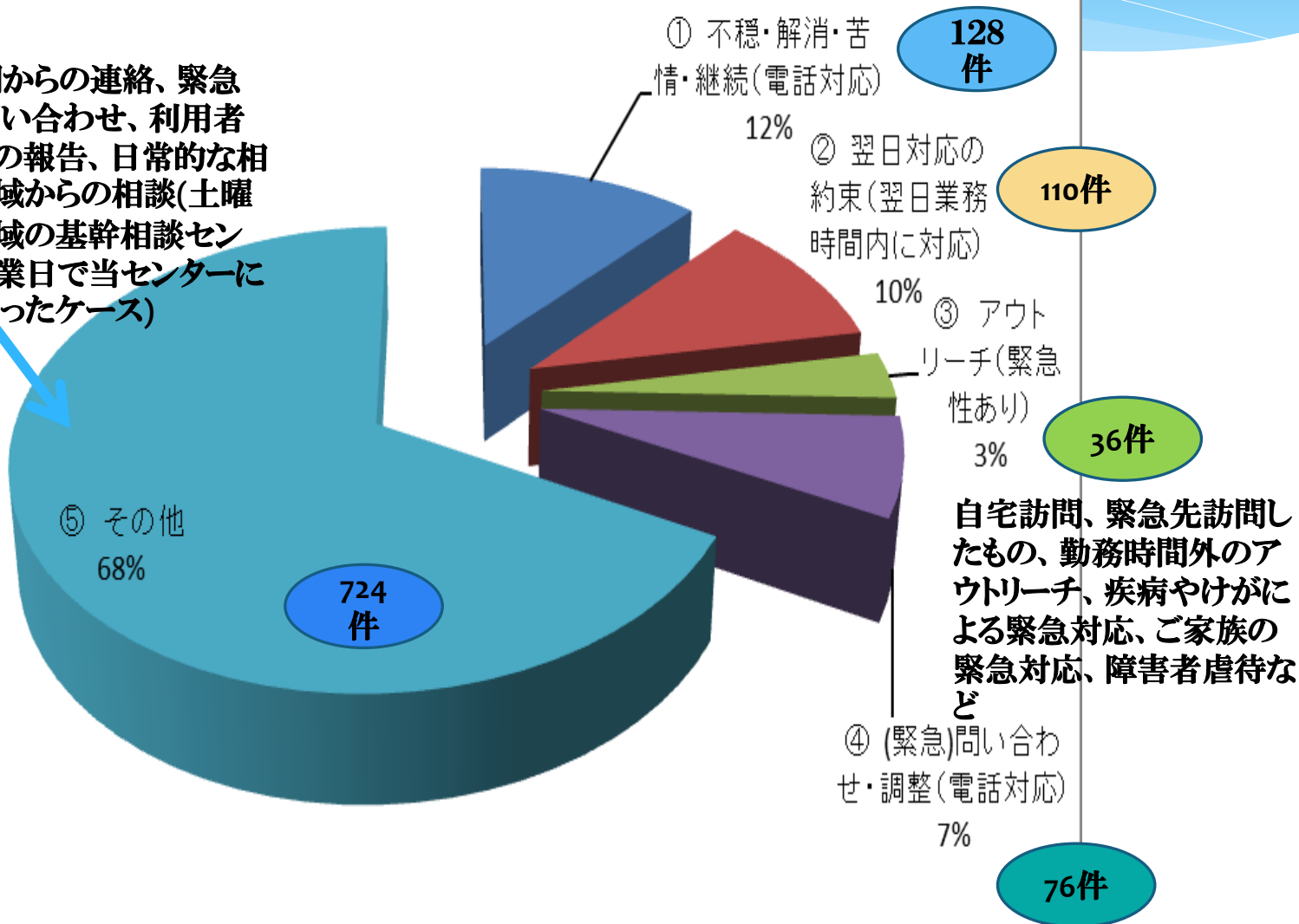
種別及び対応件数(延べ)

実人数	被		虐待
	者	児	
男	16	3	5
女	16	7	9
計	32	10	14

	合計
身体的虐待	22
経済的虐待	109
ネグレクト	128
性的虐待	27
心理的虐待	130
合計	416

平成30年度 24時間電話相談件数

関係機関からの連絡、緊急以外の問い合わせ、利用者の方からの報告、日常的な相談、他圏域からの相談(土曜日、他圏域の基幹相談センターが休業日で当センターに相談があったケース)



平成30年度 聴覚障害者相談支援事業報告

1. 聴覚障がい者への情報保障(手話通訳)件数

★上田市意思疎通支援事業、東御市コミュニケーション支援事業での対応(センター業務外)へ整理移行中

医療・健康	生活支援	公共機関	社会参加	就労	教育・保育	聴障協	身障協	合計
14	12	3	8	6	0	0	5	48

3. 来所相談およびメール・FAX等による相談支援、電話代行等 件数

医療・健康	社会参加調整	不安解消	情報提供	見守り・状況確認	その他	来所／対面	メール等／FAX	ビデオ通話／スカイプ	電話代行
57	89	36	27	32	15	30 15	239 8	7 0	21

4. 聴覚障害者協会及び関係機関との連絡・情報提供等

上田市聴覚障害者協会		東御市聴覚障害者協会		市町村		設置手話通訳者		手話サークル	事業所・企業・学校	その他
会場予約代行	その他	活動支援※2	その他	圏域内	圏域外	圏域内	圏域外	情報交換活動支援	情報提供	連絡等
21	6	2	2	6	1	8	※3 2	5 13	7	5

基幹相談	自立支援協議会の運営について	本会の準備・運営	3	5	0	
		委員会・部会の企画運営はどうでしたか？	1	5	2	部会参集範囲の限定、幅広い参画体制作りへの課題評価
	協議会事務局としての振り返り	部会運営は、市町村係長との連携体制を持ちながら活動できたが、委員構成や参集者の出席率の課題もあり、コア協議と部会全体協議の目的会議の工夫が必要であった。				
人材育成 (相談支援の強化に向けた、基幹相談業務と各種学習会など)	指定特定相談支援事業所・相談支援専門員からの相談へのバックアップ機能はどうでしたか？	判断する上での振り返り項目				
		4	3	1	・面接場面や同行訪問	
		1	6	1	・計画相談やサービス調整等への相談	
		2	5	1	・ケア会議への後方支援としての参加	
		0	3	5	・モニタリングへの後方支援や同行	
		1	4	3	・事例検討やGSVへの参加依頼調整や同席	
		1	5	2	法定研修のフォロー研修を含め、先ず先ずの運営が出来た。高齢障害者関連の研修企画への周知が足りなかった。	
		0	4	4	相談の全体の集まりや研修は実施できたが、児童に特化した研修や集まりの機会が足りていなかった。	
	指定一般相談支援事業所の相談支援専門員に向けた圏域研修企画・研修運営はどうでしたか？	0	2	6	地域包括ケアシステムの構築・地域生活支援拠点や相談支援の協会には不可欠な部分でもあり、より強化していく必要あり。	

令和元年の目標

基幹相談支援センター機能全般に関する、内部評価について

1. 職場内の人材育成
2. 地域の人材育成体制の整備と実践～振り返り(改善)
3. 基幹相談支援センターとしてのモチベーション
4. 地域資源開発への整理とアクション

- * 基幹相談支援センター機能と委託相談支援機能の相談支援専門員としての動きが、経験を積みながら理解出来て来た気がする。地域の事業所の方々に基幹として理解してもらおう努力をして行かなければならない。
- * GSVや事例検討の機会は、センター内で回数を重ねて来ているので、地域の相談支援専門員へ広げて行く取り組み方と特定事業所の事例検討やケアマネ連絡会の中で実践しながら、自然と一緒にやれる関係作りを行えると良い。
- * 基幹業務が多義に渡り、地域からの期待度と業務量及び他機関との役割分担の整理が必要な面がある。
- * 基幹相談支援センターとしての機能や役割を自覚し、各業務を担えるかを検証し、不得意な分野を一定スキルとして習得する努力が必要
- * GSVは、地域での実践のためのスキルアップするためのルールが必要。
- * 自身の基幹相談センターの相談支援専門員という意識を上げることが必要。
- * 地域の相談支援専門員の後方支援と共に、GSV・事例検討の機会を活発化する事が必要と感じる。

事業報告からの 圏域への重点報告

圏域内障害児支援事業所の分布図



【サービス種類】

- 放課後等デイサービス
- 移動支援
- 日中一時支援
- タイムケア

「相談支援の質の向上に向けた検討会（第1回～第5回）」 における議論のとりまとめより（私見でのまとめ）

【相談支援専門員の資質の向上】

- ① 基本的 ソーシャルワークを担う
 - ・インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発
 - ・地域づくり(つながりや支援者・住民等との関係構築)
 - ・生きがいや希望を見出す等の支援)
- ②人材育成 新カリキュラムと主任の育成と効果的実地研修(OJT)
- ③地域における助言・指導者の段階的育成
- ④高齢化に伴う相談支援体制
- ⑤子どもの支援体制の充実
- ⑥市町村協力による協議会活用による他領域連携システム
- ⑦福祉計画に盛り込んだ計画的な基幹相談の設置
- ⑧モニタリングの充実と市町村による体制整備含めた推進

基幹による人材育成 (市町村協力の下)

相談支援体制の充実

H23 秋

改正自立支援法

(H24・4・1施行)

必要な体制整備

地域における整備の検討

る仕組みが必要

①全ての障害福祉サービス利用者にサービス利用計画を作成
②施設、病院からの地域移行と地域定着の支援

①②を実施する指定相談支援事業所を増やす

①②を担う相談支援専門員を増やす

長野県障害者プラン2012
<H26目標>
①計画作成 128→12,000
②事業所数 74→250

事業所を増やすには・・・?



事業所ごとに計画がバラバラ...

実際に計画を作成したことがない...

自分の計画を評価してほしい...

もっとスキルを上げなければ...

相談支援専門員を増やすには？

相談支援従事者初任者研修・現任研修の受講の促進

地域に特に必要な機能（基幹相談センター機能）
①スーパーバイズ機能（相談支援専門員が相談支援の過程や計画について経験豊かな相談支援専門員に助言を受ける）
②人材育成機能

OJT と キャリアパス

OJT (On-the-Job Training)

定義: 知識・技術・役割・取り組み姿勢・態度・マナー等の向上を仕事の場を通じて
計画的・継続的・意識的にすること

1. OJTの課題

- ① 育成計画や内容のバラつき
- ② 育成する側のスキル
- ③ 担当者に丸投げ

2. OJTの手順

- ① 一人ひとりの育成ポイント把握
- ② 6ヶ月～一年の育成目標と計画
- ③ 育成計画の共有
- ④ 6ヶ月毎の振り返り
- ⑤ 育成計画の修正

※フォロー研修との連動



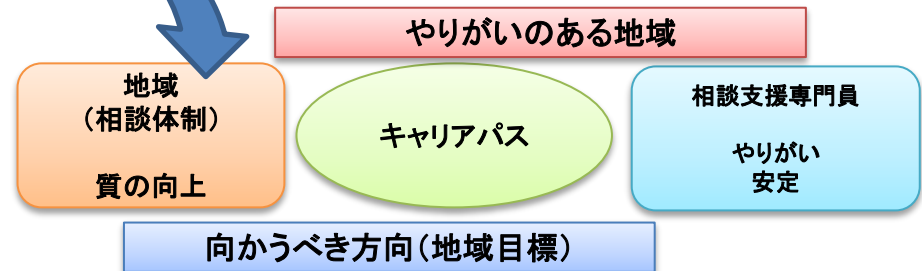
キャリアパス (Career path)

意味: 職位・職務に就くために到達する経験や順序のルート
目的: やる気と誇りをもって働ける職場づくり

1. キャリアパスの課題

- ① 仕組みの存在
- ② 到達目標の存在
- ③ 評価者の存在

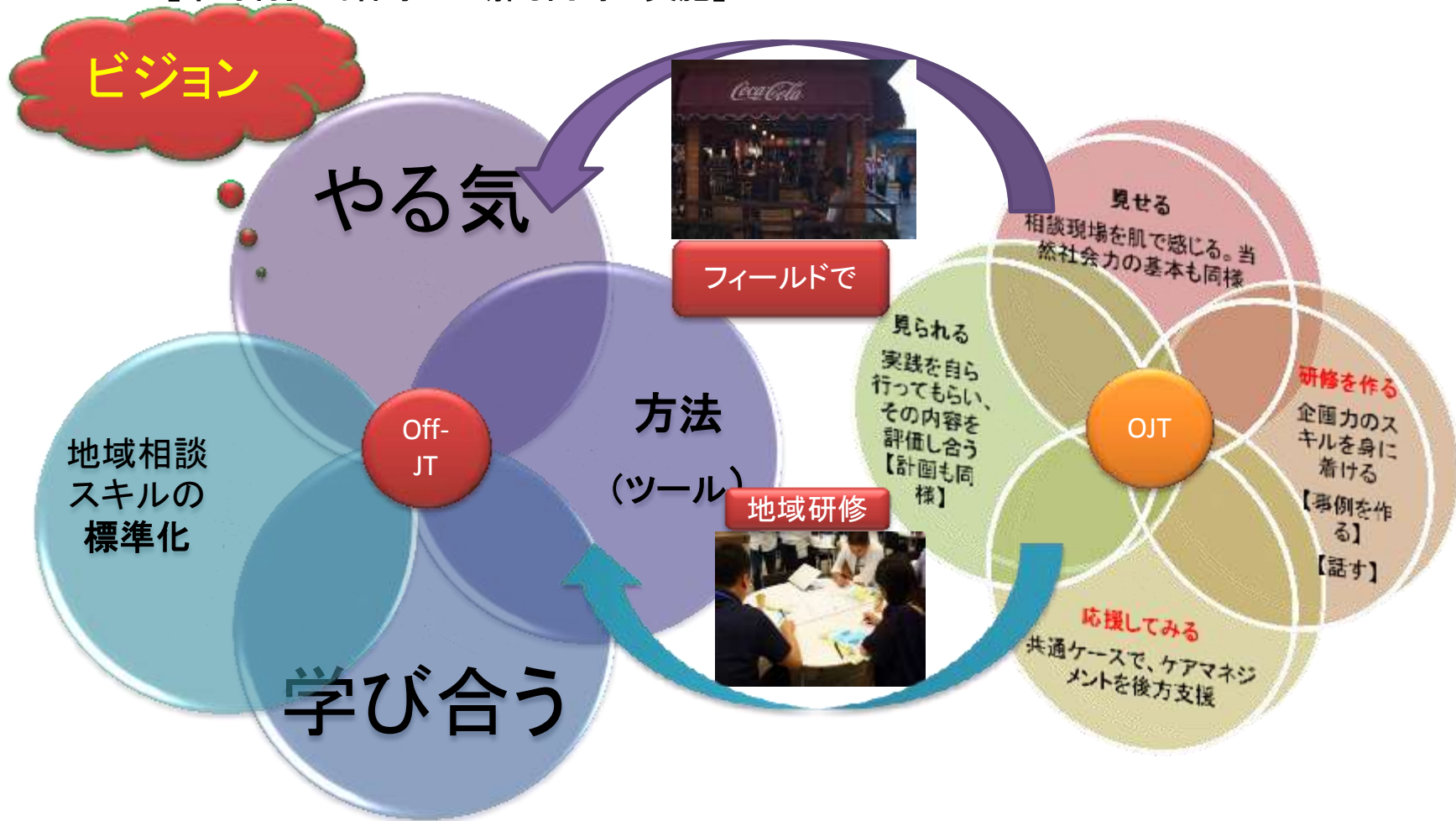
公益社団法人
全国老人福祉施設協議会
引用



基幹相談支援センターが担う人材育成

エリアの相談支援専門員への人材育成
【市町村担当者等の理解も同時に実施】

基幹相談支援センター内の人材育成
【人材育成を仕掛ける人の育成機能】



事業所内での人材育成を、地域の相談支援専門員に伝えることで思いつく事？

見せる一緒にやる ⇒何を？（ ）

自分でやってもらう ⇒何を？（ ）

評価する ⇒何を？（ ）

人前で説明する ⇒何を？（ ）

見せる・見せ合う ⇒何を？（ ）

学び合う ⇒何を？（ ）

想定される

基幹相談支援センターが地域で担う人材育成

＜総論＞

- (障害)福祉施策の動向・主任相談支援専門員の役割・視点

＜人材育成＞

- GSV・事例検討・コーチング、
- 個別スーパービジョン(助言・指導)
- 研修の企画・運営

ケアマネジメント実践研修
(実地研修:個別/集合)

事例検討
スーパービジョン

＜協議会＞

- 地域アセスメント(分析)・資源開発、ソーシャルアクション
- 地域づくりのための協議会運営・多職種連携、ネットワークづくり・体制整備

協議会参画システム
(実地研修)

＜管理・運営＞

- リスクマネジメント・適正な運営・権利擁護(虐待防止)

都道府県の新カリ研修準備

ベース研修
(面接・記録)

新カリ研修の
目的と内容を
周知・理解
(初任～主任
まで)

実践研修によ
る理解と本研
修に向けた講
師向けの準備
研修

市町村協力依
頼(理解)と実
地研修体制の
整備
(演習講師・
統括)

インターバル
個別指導と
GSV体制

都道府県の新カリ研修準備

令和元年 5月 10日 (金) : 松本市浅間温泉文化センター (多目的ホール)

時間	内容	Time	時間	内容
14:00~14:30	受付	14:00~14:10	10分	休憩
14:30~15:00	①ファシリテーター 基礎研修	14:20~15:05	10分	④インターバル2 実践 演習 (再アセスメント~計画作成) ・インターバル2の内容説明 ・新ニーズ整理票~計画作成の解説 (長野県ツールの使い方の再確認)
15:00~15:50	①令和元年度 初任者研修カリキュラムについて 演習講師の役割		20分	・インターバルロールプレイ (受講生の相談に対する対応について)
15:50~16:00	休憩		15分	・グループ共有
16:00~16:10	②インターバル実践1 演習 (インテーク~ニーズ整理票) ・インターバル1の内容説明		10分	休憩
16:10~16:20	・新ニーズ整理票の解説 (長野県様式ツールとしての説明を兼ねる)	15:05~15:15	10分	⑤演習4日目 サービス等利用計画を用いた GSV 実践 ・GSVの導入(目的とグランドルール説明)
16:20~16:30	・事例紹介		5分	・事例提供者役と演習講師役の選定
16:30~16:40	・新ニーズ整理票の作成(個人W)		35分	・グループ討議(GSV 実践)
16:40~16:50	・全体共有	15:15~16:15	10分	・振り返り
16:50~17:00	・演習3日目の説明 ・GSV1の事例提供者役の決定		15分	⑥研修振り返り 研修の振り返りと初任者研修に向けて
17:00~17:10	休憩	16:15~16:30	5分	・振り返り
17:10~17:20	③演習3日目 ニーズ整理票を用いたGSV実践 ・GSVの導入(目的とグランドルール説明)			
17:20~17:30	・グループ討議(GSV 実践)			
17:30~17:40	・振り返り			

エリアを想定した演習講師体制の整備=地域のOJT体制の第一歩

受講生選出

1) 過去3年間の受講生数を圏域ごとに平均化し、6名1グループとして算出

圏域	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	松本	
平均受講数(H28~30)	32	29	17	35	21	54	
演習講師数(目安)	5	5	3	6	4	9	
圏域	木曾	大北	長野市	須高	千曲坂城	北部	北信
平均受講数(H28~30)	4	9	43	18		12	
演習講師数(目安)	1	2	7	1	1	1	2

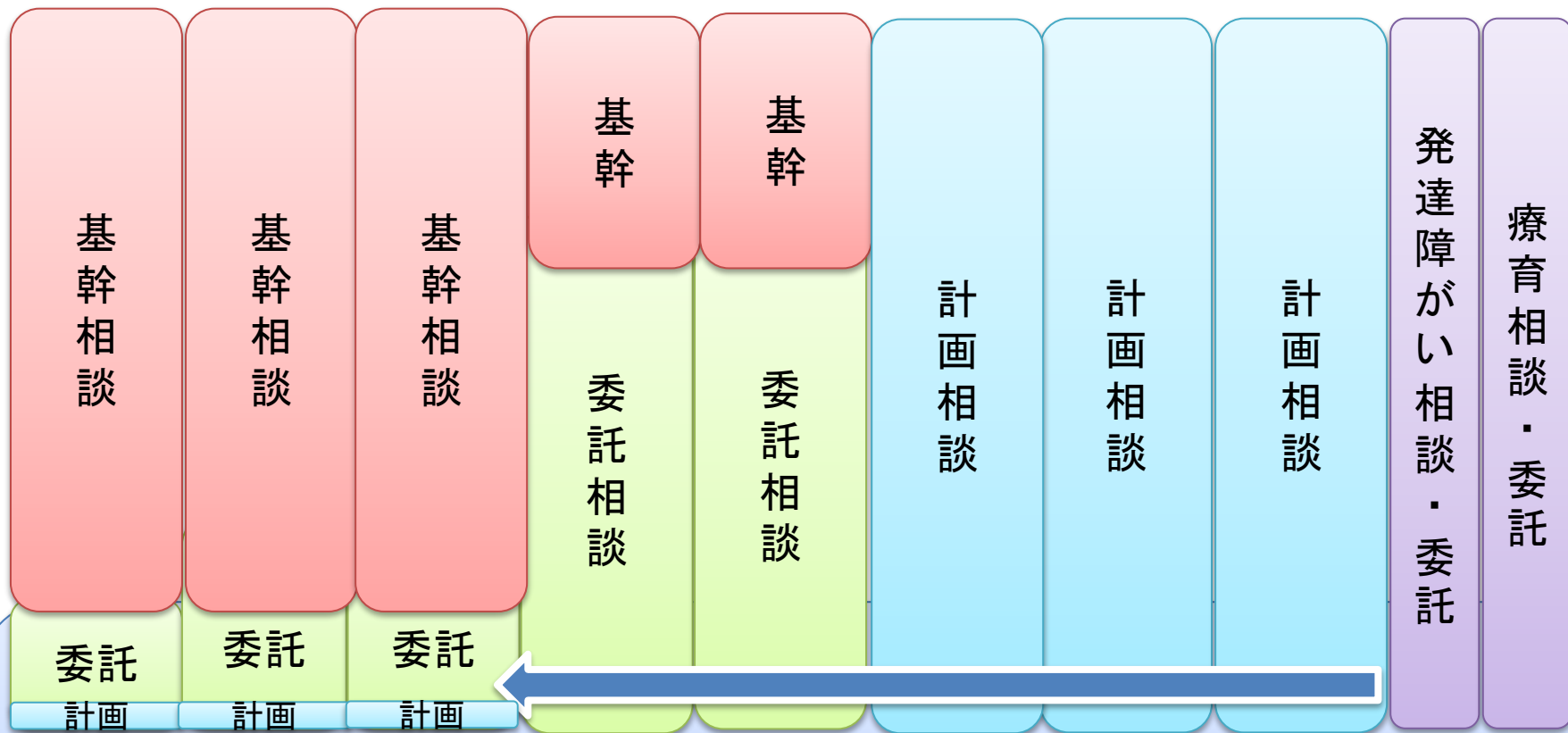
2) 受講生数

佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	松本	
9 (+4)	5 (0)	4 (+1)	4 (-2)	4 (0)	9 (0)	
木曾	大北	長野市	須高	千曲坂城	北部	北信
1 (0)	2 (0)	9 (+2)	1 (0)	0 (-1)	0 (-1)	2 (0)

都道府県の新カリ研修の導入は、地域の人材育成計画と連動

基幹の役割の明確化=基幹配置の相談支援専門員の在り方が明確化

例えば、基幹と委託と指定相談同一事業所の場合



指定特定・指定障害児支援・指定一般

地域の指定特定・障害児・一般相談支援事業所

基幹による地域づくり (市町村協力の下)

ノウハウは、TTP

上小圏域地域生活支援拠点等事業実施要領 H30 7 1 施行

(事業の目的)

第1条 この要領は、地域生活における安心・安全の確保を図るため、介護者が疾病等により不在となり、居宅で介護が受けられない障がい児者について、あらかじめ緊急受入先として確保した短期入所施設において、円滑に受け入れ、適切な介護を提供するための緊急ショート事業のほか、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、上田市、東御市、長和町及び青木村の上小圏域市町村とし、事務局を上田市福祉部障がい者支援課に置く。

2 実施主体は、事業の一部を社会福祉法人又は特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託して実施することができるものとする。この場合、実施主体は社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、社会福祉法人等から報告を求めるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、上小圏域に在住し、別表1のガイドラインの項目に該当する障がい児者とする。

(事業の内容等)

第4条 地域の事業者が機能を分担し、上小圏域障がい者自立支援協議会等を活用しながら、面的な支援を行う体制とし、以下に掲げる業務を行う。

(1) 緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録のうえ、常時の連絡体制を確保する体制や、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な相談支援を行う機能

(2) 短期入所等を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

(3) 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的な対応の体制確保や、専門的な人材の養成を担う機能（基幹相談支援センター等が開催する事例検討会の開催等）

(5) 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(運営方法)

第5条 第4条に掲げる事業を運営するため、上小圏域市町村、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会、地域の関係団体、医療機関、当事者又はその家族等を構成員とする地域生活支援拠点等整備に関わる連絡会を開催し、地域の現状分析や必要な機能の整理、地域生活支援拠点等の整備の方針等について検討を行う。

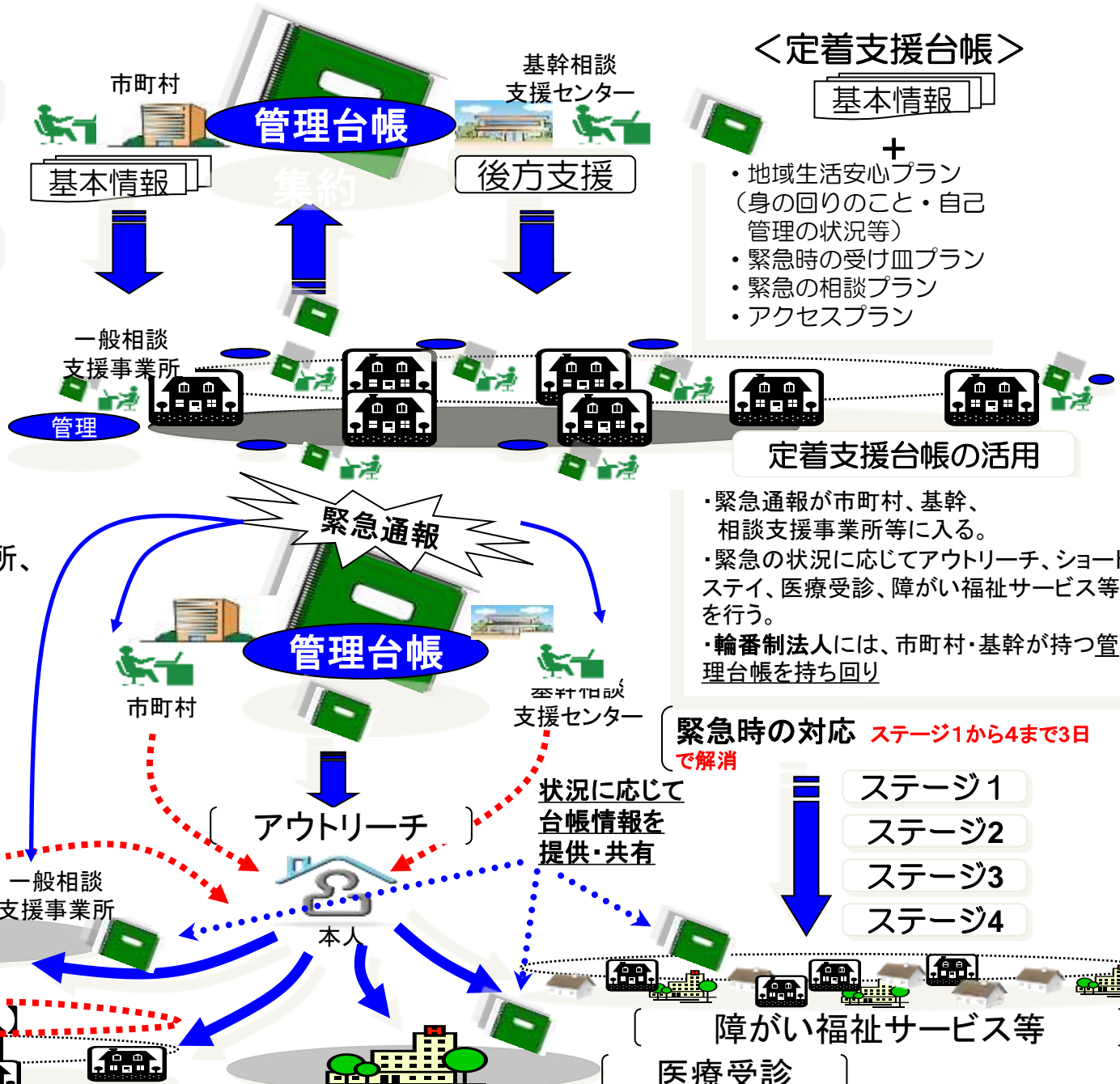
(委託料)

第6条 第4条に掲げる事業のうち、実施主体が事業を委託する場合の委託料は別に定める。

～ 定着支援台帳の整備と管理 ～

< 定着支援台帳の整備 >

- ステップ1 **新規プランの作成**
 - ・新規のサービス等利用計画の作成
- ステップ2 **支給決定**
 - ・定着支援を含めたプランと定着支援の支給決定
- ステップ3 **定着支援台帳の作成**
 - ・一般相談支援事業所より台帳の作成
- ステップ4 **定着支援台帳の提供**
 - ・本人、市町村、相談事業所、基幹、サービス事業所へ
- ステップ5 **定着支援台帳の管理**
 - ・市町村、基幹
 - ・…全ての台帳
 - ・一般相談事業所
 - ・…個別の台帳
- ステップ6 **定着支援台帳の更新**



< 定着支援台帳 >

基本情報

- ・地域生活安心プラン (身の回りのこと・自己管理の状況等)
- ・緊急時の受け皿プラン
- ・緊急の相談プラン
- ・アクセスプラン

定着支援台帳の活用

- ・緊急通報が市町村、基幹、相談支援事業所等に入る。
- ・緊急の状況に応じてアウトリーチ、ショートステイ、医療受診、障がい福祉サービス等を行う。
- ・輪番制法人には、市町村・基幹が持つ管理台帳を持ち回り

緊急時の対応 ステージ1から4まで3日で解消

- ステージ1
- ステージ2
- ステージ3
- ステージ4

状況に応じて台帳情報を提供・共有

障がい福祉サービス等
医療受診

おうち生活応援パンフレット

入退院時相談



ケア会議
在宅ケア相談

総合相談窓口



上田市
健康推進課



東御市
健康保健課



長和町
こども・健康推進課



青木村
保健衛生係

支援調整



上田市
障がい者支援課

東御市
健康保健課

長和町
こども・健康推進課

青木村
保健衛生係

支援チーム
(医療的ケア児等
コーディネーター)

保健師

福祉課
担当者

医療
機関

相談
支援

訪問
看護

福祉用具
業者

訪問
リハビリ

連携
コーディネーター

上小圏域では、医療的なケアが必要となられて、ご自宅での生活を始められるご本人とご家族への生活のスタートに向けて、上田市・東御市・長和町・青木村それぞれの市町村の母子保健を担当する課が総合相談窓口となり、福祉サービスや補装具など制度的な応援をするお住まいの市町村福祉課と連携を図り、ご自宅での生活への支援調整を図る相談支援事業や訪問看護・訪問リハビリ・居宅介護サービス・各種医療機器など、在宅支援チームが入院先の病院までチームとして出向き、ご準備を応援させていただきます。

医療的ケアが必要な ご家族への応援パンフレット

相談のはじまり



上小版

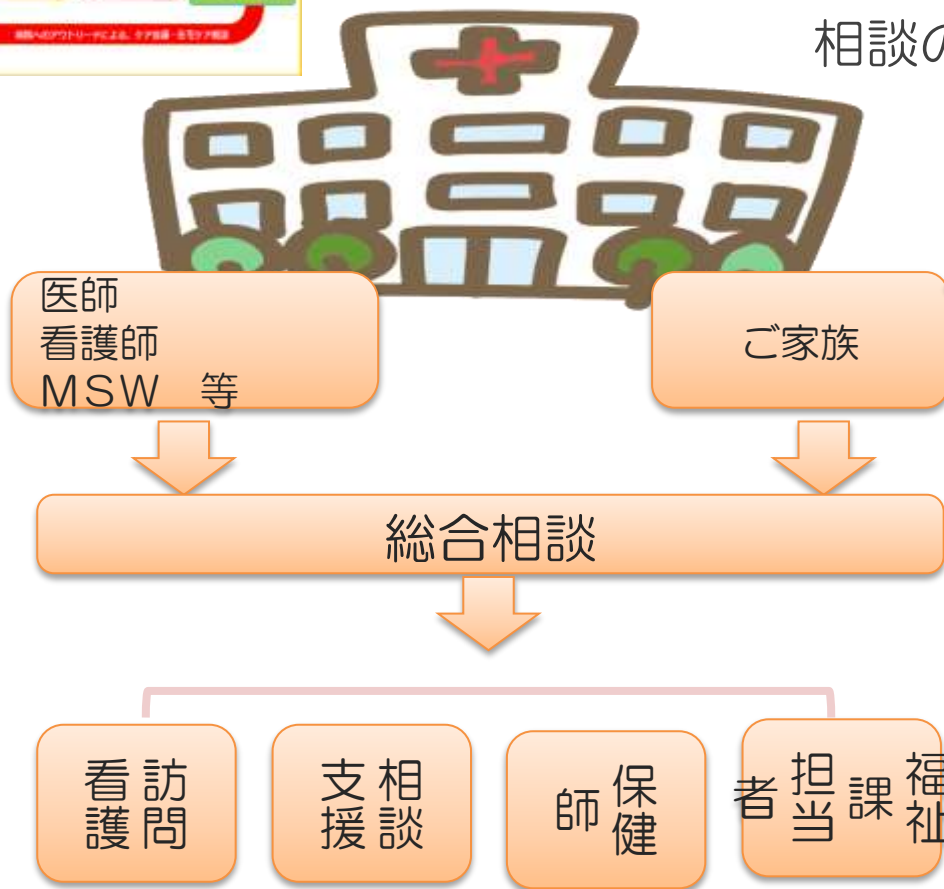
護看問訪

援支談相

師健保

者当担課祉福

訪問相談

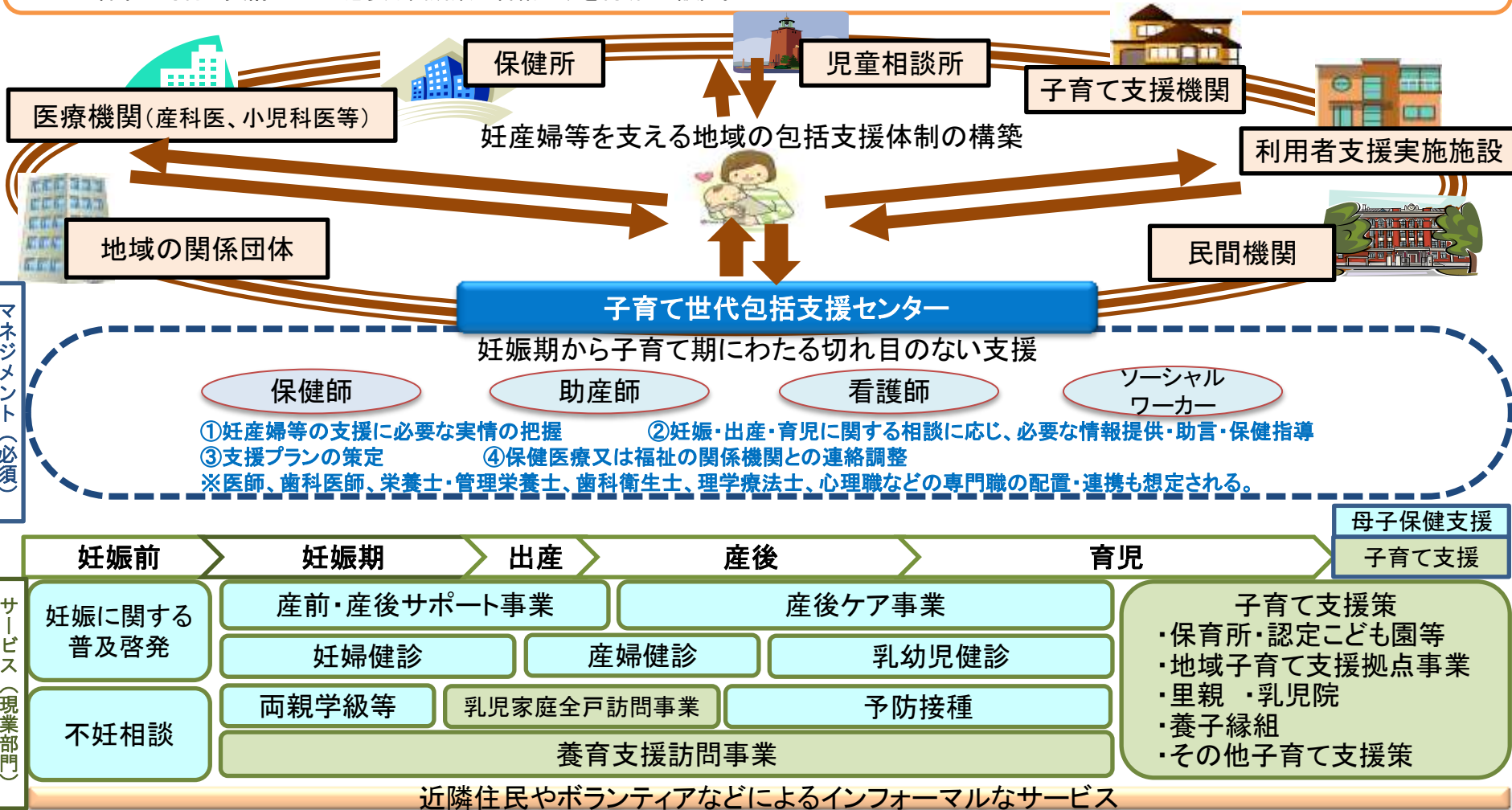


総合相談窓口

総合相談窓口			
上田市健康推進課	0268-23-8244	386-0012	上田市中央6-5-39
東御市健康保健課	0268-64-8882	389-0502	東御市鞍掛197
長和町こども・健康推進課	0268-68-3111	386-0603	長和町古町2869-1
青木村(小児担当部署)	0268-49-0111	386-1604	青木村大字田沢111

子育て世代包括支援センターの全国展開

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために**、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を**一体的に提供**できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
 > 実施市町村数: 525市区町村(1, 106か所)(平成29年4月1日現在) > **2020年度末までに全国展開**を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



障がい者の高齢化に伴う 支援体制の構築

平成28年度 全国相談支援ネットワーク研修
大会
1月15日(月)
第二分科会 「障がい者の高齢化に伴う支援体制の構築」

【講師】

木下 大生 氏(聖学院大学)
福間 佳美 氏(出雲市役所)
東 美奈子 氏(日本相談支援専門員協会)

実態調査より

【2013 日本知的障害福祉協会】

高齢化・老化が問題となっている施設 : 82.1%

* 対応できている事項

- ① 日常生活の援助・介助 84%
- ② 保健・医療ケア 76.5%
- ③ 建物・設備 46%

【知的障害者の認知症の疫学研修】

* 一般の65歳以上の認知症の割合 15%

① ダウン症 50歳→40% 60歳→70% 罹患率が高い
◀ 発見・診断が困難、40歳の初発てんかん発作は可能性が高い ▶

きちんとした理解・早期発見の知識・支援方法と住環境整備
【重要】生活モデルから理解し支援を組み立てる

地域の実態(〇〇市)

項目

障害福祉サービス利用者 〇,〇〇〇人

65歳以上の障がい者で、障害福祉サービスのみ利用している利用者の内

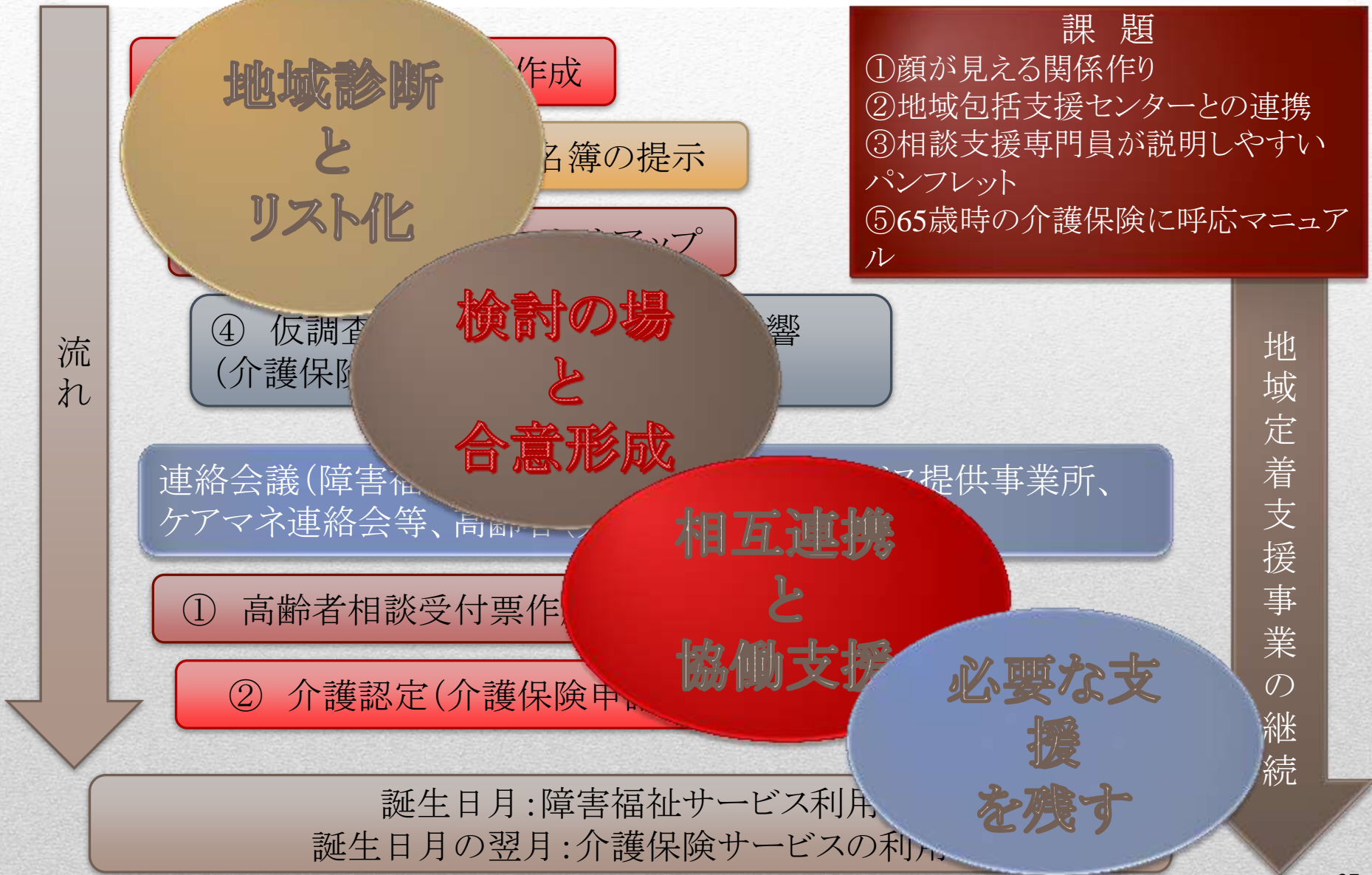
介護給付サービス 〇〇〇人

訓練等給付サービス 〇〇人

障害福祉サービスと介護保険サービスの併給者 〇〇人

【地域包括支援システム機能】

障害福祉サービスから、介護保険の移行の流れ



地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度で複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、住居支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援